

(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本設計業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月
仙台市

目 次

1	プロポーザル実施の目的と概要	3
(1)	目的	3
(2)	概要	4
2	基本設計業務の概要	4
(1)	業務委託名	4
(2)	業務の内容	4
(3)	履行期間	4
(4)	業務委託提案上限額.....	4
(5)	基本設計業務に係る本市の関係者.....	5
3	スケジュール	6
4	質問受付及び質問回答	7
(1)	質問及び回答の方法.....	7
(2)	その他	7
5	参加表明書等の提出	8
(1)	提出書類	8
(2)	提出方法	8
(3)	注意事項	9
(4)	実施方針・技術提案書の公表の同意.....	9
6	技術提案書等の提出	10
(1)	提出資格を有する者.....	10
(2)	提出書類	10
(3)	実施方針、技術提案書の内容.....	10
(4)	技術提案書等の作成にあたっての留意事項.....	11
(5)	提出方法	11

7 審査方法等	12
(1) 一次審査	12
(2) 二次審査	12
(3) 最終審査	13
(4) 審査体制	13
(5) プロポーザル審査委員等	14
8 本プロポーザルの参加に関しての留意事項	15
(1) 参加要件	15
(2) 参加に関する制限	17
(3) 建設工事の受注資格喪失について	17
9 非選定又は非特定理由の説明に関する事項	18
(1) 非選定又は非特定理由の説明請求	18
(2) 非選定又は非特定理由の説明請求に対する回答	18
10 技術提案書等の無効及び参加資格の喪失等	18
11 仕様書等資料の交付	19
(1) 仕様書等の交付	19
(2) 別添資料の交付	19
12 契約手続き等	19
13 その他留意事項	20
14 担当課	22
15 Overview	22

1 プロポーザル実施の目的と概要

(1) 目的

- ・仙台市（以下「本市」という。）では、かねてより整備検討を進めていた「音楽ホール」と「中心部震災メモリアル拠点」について、伊達政宗公が仙台城を構えた仙台はじまりの地とも言える青葉山エリアに複合施設として整備することとし、令和5年7月に（仮称）国際センター駅北地区複合施設基本構想（以下「基本構想」という。）、令和6年5月に同基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。
- ・本複合施設の基本理念を「人・文化・まちを育む創造の広場 ～文化芸術と災害文化がつなぐ 人と人、過去と未来、仙台と世界～」とし、多くの人々が日常から気軽に訪れ、交流し、創造的取組の輪が広がっていく全ての人に開かれた新しい「広場」になることを目指すものである。
- ・本市は、仙台国際音楽コンクール、仙台フィルハーモニー管弦楽団、そして市民による多彩な文化芸術活動といった豊かな文化資源を背景に、音楽の都「楽都」を掲げており、文化芸術の総合拠点となる2,000席規模の音楽ホールは、長年にわたり市民に望まれてきた施設となる。
- ・また、東日本大震災の経験を経て、「防災環境都市・仙台」を掲げる本市には、過去の災害の経験と教訓を伝承し、未来の災害を乗り越えるための知恵や術である「災害文化」を、社会の中に定着させていく責務があり、こうした取組みの核となる中心部震災メモリアル拠点は、本市にとって重要な意味を持つ施設となる。
- ・本市の文化芸術の総合拠点となる「音楽ホール」と災害文化の創造拠点となる「中心部震災メモリアル拠点」は、それぞれの役割を担いながら、複合施設である強みを生かした連携・協働事業を行うなど、仙台ならではの創造・発信を行うことにより、仙台の新たな魅力、新たな価値を生み出し、仙台と世界をつなげる杜の都の新たなシンボルとなることが期待される。
- ・整備予定地は、都心からほど近いエリアでありながら、国の天然記念物に指定されている「青葉山」や本市を代表する河川である「広瀬川」に隣接しており、豊かな自然との調和や周辺の景観に配慮した建築物であることが望まれる。
- ・これまでに例のない複合施設となる本施設的设计者には、基本設計業務を的確に遂行できる体制と設計能力があることはもとより、基本構想と基本計画への深い理解に基づき、そのコンセプト等を具現化できる知見と構想力を有することが求められる。また、様々な市民や専門家、関係者等と意見交換を行い、計画の具体化を円滑に進めていく調整能力も求められる。
- ・このプロポーザルは、こうした施設の基本設計業務を委託するに当たり、広く技術提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注候補者として特定することを目的として実施するものである。

(2) 概要

ア 名称

(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル (以下「本プロポーザル」という。)

イ 主催者

仙台市

ウ 審査及び選定手続き

- ・(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において、受注候補者及び次点者 (以下「受注候補者等」という。) を審査により特定する。
- ・審査は参加資格の審査を含め、3段階で行う。

エ 本プロポーザルの性格

- ・本プロポーザルは、設計者としての基本的な考え方や複合施設の設計に関わる総合的な技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、受注候補者等を特定するために実施するものである。
- ・本プロポーザルでの提案内容は、受注候補者等を特定するためのものであり、そのまま全てを採用するものではない。受託者は、本市と本市が指定する関係者 (本要領2(5)ア及びイ【5ページ】) と十分に協議しながら設計内容を検討・決定していくものとする。基本設計段階では、本プロポーザルにより選定した受注候補者の提案内容を十分に尊重しつつ、様々な市民や専門家等との意見交換等を行い、発展・修正しながら進める。

2 基本設計業務の概要

(1) 業務委託名

(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本設計業務委託 (以下「基本設計業務」という。)

(2) 業務の内容

別紙「(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本設計業務委託仕様書 (案)」(以下「仕様書 (案)」という。) のとおり。

(3) 履行期間

令和7年11月28日迄とする。

(4) 業務委託提案上限額

353,518,000円 (税抜き)

(5) 基本設計業務に係る本市の関係者

ア 複合施設整備アドバイザー

■本江正茂 (東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻准教授)

■本杉省三 (日本大学名誉教授) (敬称略、五十音順)

建築に関する識見を有するとともに劇場やメモリアル拠点の整備に関する識見を有する上記2名を複合施設整備アドバイザー(以下「アドバイザー」という)に委嘱している。受託者は、アドバイザーと連携して基本設計業務にあたるものとする。

イ 音響コンサルタント

■株式会社永田音響設計

複合施設の設計・施工監理の過程において、大ホールをはじめ建築物全体の音響性能について専門的な意見、提案を得るため音響コンサルタントとして本市が直接委託契約を結んでいる。受託者においては、設計チームとして同社が参画することを前提に体制整備や業務遂行の計画を立てること。

3 スケジュール

実施内容	実施期間	該当 ページ
本プロポーザルの公示	令和6年5月27日(月)	-
随時登録申請期間(下記 留意事項 参照)	令和6年5月27日(月)から 令和6年6月12日(水)まで	15
本実施要領及び資料の交付	令和6年5月27日(月)から	-
質問書の受付	令和6年5月27日(月)から 令和6年6月13日(木)まで	7
質問の回答書の公表	令和6年6月20日(木)	7
参加表明書等の提出	令和6年6月26日(水)まで	8
一次審査(参加表明書等の審査)	令和6年6月下旬	12
一次審査結果の通知	令和6年7月1日(月)	-
技術提案書等の提出	令和6年8月9日(金)まで	10
二次審査(技術提案書等の審査)	令和6年8月24日(土)	12
二次審査結果の通知 プレゼンテーション及びヒアリングの参加要請通知	令和6年8月28日(水)	-
最終審査(プレゼンテーション及びヒアリング) 最終審査結果の公表	令和6年9月8日(日)	13
最終審査結果の通知	令和6年9月9日(月)	-
見積書の提出・受注候補者との協議	令和6年9月9日(月)～	19
契約	令和6年12月	-

留意事項 (随時登録申請期間について)

- ・本プロポーザルに参加するためには、令和6年度の仙台市競争入札参加資格登録要綱(平成22年3月30日市長決裁)第2条第1項第2号に規定するコンサルタント業者名簿中、小分類56「建築設計」に登録されていることが必要である。登録していない場合には、随時登録申請期間中に申請が必要である。

4 質問受付及び質問回答

(1) 質問及び回答の方法

- ア 質問書（様式1）を使用すること。（電話、FAX及び直接来庁等での質疑応答は行わない。）
- イ 提出先 本要領14に掲げる担当課
- ウ 提出方法 電子メールで提出すること。
- エ 提出期限 令和6年6月13日（木）午後5時00分まで
- オ 質問に対する回答方法

- ・ 質問に対する回答は、令和6年6月20日（木）午後5時00分までに、本市ホームページに掲載する。

ホーム>事業者向け情報>契約・入札>事業者募集>公募型プロポーザル方式による事業者募集

https://www.city.sendai.jp/aobayamaeria/hukugoushitsu/kihonsekket_i_proposal.html

(2) その他

本要領と質問回答書は相互に補完する。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を各部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数、添付書類等
ア 参加表明書	様式 2	1 部 ・ 入札参加資格登録書の写し 1 部 ・ 建築事務所登録証明書の写し 1 部
イ 会社概要	様式自由	1 部（設計共同企業体を結成する場合は全ての構成員）（例：会社パンフレット、ホームページのプリントアウト等）
ウ 業務実績	様式 3	1 部
エ 配置予定技術者調書	様式 4-1 から 4-4	1 部 ・ 本プロポーザルに関連する保有資格を証する資料の写し 1 部 ・ 雇用関係が確認できる資料の写し 1 部（例：健康保険被保険者証等）
オ 設計共同企業体協定書提出届	様式 5	1 部 ・ 出資比率の確認ができる資料の写し 1 部
カ 委任状	様式 6	1 部

※上記オ及びカについては、設計共同企業体を結成する場合のみ提出すること。

※最終審査対象者は、本市の指示があった場合に、上記ウ・エに記載した業務の実施・従事の証明となる資料を提出すること。

(2) 提出方法

- ア 提出期間 本プロポーザルの公示日から 令和 6 年 6 月 26 日 (水) 午後 5 時 00 分 まで
- イ 提出先 本要領 14 に掲げる担当課
- ウ 提出方法 郵送（書留・簡易書留、提出期間内必着）

(3) 注意事項

- ア 質問回答書を確認のうえ、提出すること。
- イ 提出期限後の差替え、再提出は認めない。
- ウ 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- エ 参加表明書等が提出期限までに到達しなかった場合は、技術提案書等を提出できない。

(4) 実施方針・技術提案書の公表の同意

- ・本要領6（2）に示す提出書類の内、実施方針、技術提案書については、最終審査終了後、展示及び本市ホームページへの掲載等により一定期間公表することを予定していることから、様式2において、公表に同意するかを記載すること（匿名による公表を希望することもできる）。なお、この同意の有無が審査に影響を与えることはない。
- ・ただし、最終審査対象者の実施方針、技術提案書は、同意の有無に関わらず最終審査以降公表する。

6 技術提案書等の提出

(1) 提出資格を有する者

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書等の提出者として選定された旨の通知を受けた者

(2) 提出書類

次に掲げる書類（以下「技術提案書等」という。）を各部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 技術提案提出書	様式7	1部
イ 実施方針	A3用紙1枚 片面・横	1部
ウ 技術提案書	A1用紙1枚 片面・縦横自由	1部 縮小版12部（A3用紙）
エ 電子データ一式 （上記イ・ウ）	DVD-R又はCD-R PDF形式 各10MB以下	1部

※技術提案提出書には基本設計業務に係る提案額を記載すること。ただし、内訳書の添付は不要とする。

(3) 実施方針、技術提案書の内容

ア 実施方針

- ・設計の理念と考え
- ・設計を進める上で特に留意すること
- ・コスト縮減に関する提案
- ・将来の大規模改修を想定した設計上の配慮

イ 技術提案書

- 少なくとも下記を記載すること。その他は自由とする。
- ・大ホール内部空間、中心部震災メモリアル拠点、広場エリアのイメージ
 - ・配置兼1階平面イメージ図、主要階平面イメージ図（縮尺1/600）
 - ・断面イメージ図（縮尺1/600）
 - ・建物と周辺環境との調和の考え方を示すイメージ
 - ・各階別の延床面積表（ア 実施方針への記載も可とする）

(4) 技術提案書等の作成にあたっての留意事項

- ◎基本構想、基本計画、仙台・青葉山エリア文化観光交流ビジョンなど、本プロポーザルに関する資料内容を踏まえた提案を行うこと。ただし、より発展的な提案があればそれを制限するものではない。
- ◎広場エリアのイメージとは、交流ロビーゾーン、クワイエットスペースのイメージとする。
- ◎主要階平面イメージ図の主要階とは、大ホール舞台、大ホールメインホワイエ、音楽リハーサル室・舞台芸術リハーサル室（2つのリハーサル室が複数階に分散する場合は、リハーサルラウンジがある階）、災害文化創造支援・発信エリア（当該エリアが複数階にまたがる場合はその主たる階）を含む階とする。
- ◎平面イメージ図及び断面イメージ図は、諸室の構成が分かるものとする。
- ◎建物と周辺環境との調和の考え方を示すイメージは、「仲の瀬橋上から」の視点とする。（本要領 11（2）エ【19 ページ】に掲げる別添資料参照）
- ◎実施方針、技術提案書は、文字サイズ、書体、レイアウト、着色、枠線は自由とするが、用紙サイズ等を考慮（特に技術提案書はA3用紙縮小版として見ることも考慮）して、見やすく、分かりやすい表現とする。また、技術提案書等の提出者として選定された旨の通知に記載の整理番号を記載すること。整理番号は、実施方針、技術提案書の右下に枠を設けて記載することとし、実施方針においては 24 ポイント、技術提案書（A1用紙）においては 36 ポイントの大きさとするが、詳細な位置、枠線の種別は自由とする。
- ◎実施方針、技術提案書においては、参加者が判別できるような記載（会社名、部署名、ロゴ、イニシャル等）をしないこと。

(5) 提出方法

- ア 提出期間 技術提案書等の提出者として選定された旨の通知日から
令和6年8月9日（金）午後5時00分まで
- イ 提出先 本要領 14 に掲げる担当課
- ウ 提出方法 郵送又は託送とし、提出期限内必着となるよう指定し、発送及び到着の記録が残る方法によるものとする。

7 審査方法等

(1) 一次審査

- ・参加表明書等の提出書類により、本要領 8 (1) (2) 【15～17 ページ】に示す参加に関する事項への適合を確認する。
- ・適合が確認された場合は、技術提案書等の提出を求める者(以下「二次審査対象者」という。)として選定する。
- ・一次審査の結果は、整理番号とともに参加表明書提出者全員に通知する。
- ・なお、提出書類に業務実績等の記載を求めているが、その経験の多寡や、実績となる構造規模等の種別・規模などは評価対象としない。本プロポーザルの趣旨から、一次審査では、参加者間での優劣をつける評価は行わない。

(2) 二次審査

ア 概要

- ・実施方針、技術提案書を資料として、参加者名を伏せ匿名で審査を行う。
- ・下記イに記す評価の視点に基づき、提出された実施方針、技術提案書を総合的に評価し、プレゼンテーション及びヒアリングを求める者(以下「最終審査対象者」という。)を3者から5者程度選定する。
- ・二次審査の結果は、二次審査対象者全員に通知する。
- ・最終審査対象者には、結果通知と合わせ、審査委員会からの技術提案書等に対する質問・指摘事項を通知する。

イ 実施方針、技術提案書の評価の視点

実施方針
①本事業の理解度や課題認識の適切さ ②業務の実施可能性や対応力、コスト管理力 ③対話への取組みや調整力 ④施設の維持管理、長寿命化に係る考え方
技術提案書
①建築空間の魅力と総合デザイン ②青葉山エリアの中での景観的位置づけ、果たすべき役割等 ③立ち寄りやすく多様な時間を過ごす人々が共存する空間づくり ④施設計画・動線の合理的解決と実現性

(3) 最終審査

ア 概要

- ・二次審査時に提出された実施方針、技術提案書及び下記のプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価し、受注候補者等を特定する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの実施後に、審査を非公開で行う。
- ・最終審査の結果は、審査終了後すみやかに公表するとともに、後日、最終審査対象者全員に通知する。
- ・本プロポーザル手続の完了後、審査結果報告をとりまとめ公表する。
- ・本市は、受注候補者と契約締結の交渉を行い、受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

イ プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）の実施

- a 最終審査対象者は、実施方針、技術提案書に基づくプレゼンテーション資料（スライド）に加え、二次審査の結果通知時に通知された質問・指摘事項への回答を作成すること。質問・指摘事項に対する回答資料（スライド）は、実施方針、技術提案書に基づくプレゼンテーション資料とは別に作成する。
- b プレゼンテーションはプロジェクター等の使用により行うこととし、プレゼンテーションで使用する図表・画像は、提出された実施方針、技術提案書に使われた図表・画像に限る。ただし、質問・指摘事項に対する回答資料はこの限りではない。動画は使用できない。
- c 説明資料として模型（周辺と調和した景観形成を説明するもの）を使用することもできる。
模型は、縮尺 1/500 として、周辺を含めて A 1 サイズ（594mm×841mm）以内とする。
なお、受注候補者として特定された場合、使用した模型は本市が借用できるものとする。
- d 1 者当たりの持ち時間はプレゼンテーション 15 分以内、ヒアリング 30 分程度とする。
- e プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は 3 人以内とし、本プロポーザルの配置予定技術者に限る。
- f プレゼンテーション及びヒアリングは、原則公開で開催する。詳細な日時、場所、方法、資料の提出期限等については別途通知する。

(4) 審査体制

ア 審査委員会で審査を行い、受注候補者等を特定する。

イ 最終審査のプレゼンテーション及びヒアリングは原則公開で行うが、その他の審査は非公開で行う。

(5) プロポーザル審査委員等

ア 審査は、次の審査委員により組織された審査委員会が行う。

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	青木 淳	(株)AS 主宰 京都市京セラ美術館館長
委員	岩間 友希	あいだ研究所代表
委員	富永 祥子	福島加津也+富永祥子建築設計事務所副代表 工学院大学建築学部教授
委員	西沢 立衛	(有)西沢立衛建築設計事務所代表 SANA A 共同代表 横浜国立大学大学院Y-GSA教授
委員	高橋 新悦	仙台市副市長

イ 審査委員会は、次の者をオブザーバーとして出席させ、専門的知見からの意見を求めることができる。

(敬称略)

氏名	役職等
本江 正茂	東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻准教授
本杉 省三	日本大学名誉教授
小口 恵司	(株)永田音響設計 代表取締役社長

ウ その他、審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

※なお、本プロポーザル期間中、参加表明書提出者（予定含め、配置技術者、所属スタッフ、協力者等の関係者を含む。）が本プロポーザルに関して上記ア及びイに記載の者と接触することを禁止する。

8 本プロポーザルの参加に関する留意事項

(1) 参加要件

本プロポーザルへの参加については、以下ア～クに掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

ア 本プロポーザルの公示日において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

なお、多くの優れた提案を求めるため、劇場・ホール、展示施設等の設計実績に係る要件は設けない。

イ 本プロポーザルの公示日において、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定（以下「仙台市指名停止要綱」という。）による指名の停止を受けていないこと。

ウ 本プロポーザルの公示日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立中又は更生手続き中でないこと。

エ 本プロポーザルの公示日において、民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続き開始の申立中又は手続き中でないこと。

オ 令和 6 年度の仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成 22 年 3 月 30 日市長決裁）第 2 条第 1 項第 2 号に規定するコンサルタント業者名簿中、小分類 56「建築設計」に登録されていること。

ただし、上記の登録が無い者は、「仙台市競争入札参加資格登録要綱」に従い、本市ホームページより申請書類をダウンロードし、仙台市財政局財政部契約課に事前連絡の上、所定の様式を持参又は郵送して登録の申請（資格審査申請）を以下の期間において行うこと。

随時登録申請期間 令和 6 年 5 月 27 日（月）から令和 6 年 6 月 12 日（水）まで

事前連絡及び申請受付時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

ホーム>事業者向け情報>契約・入札>競争入札参加資格>競争入札参加資格登録申請の受付

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/jigyosha/keyaku/sankashikaku/uketsuke/index.html>

担当部署：仙台市財政局財政部契約課工事契約係（申請の場合は要事前連絡）

電話：022-214-8125 FAX：022-214-8110 Eメール：zai003030@city.sendai.jp

カ 次の要件を満たす配置予定技術者を各 1 人配置すること。なお、同一の者が下記 a から g に掲げる配置予定技術者を兼任することは認めない。

a 建築設計統括技術者（管理技術者）

①一級建築士であること。

②単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同企業体で参加する場合は代表構成員の社員に限る。

- ③本プロポーザルの公示日において直接雇用関係が3ヶ月以上継続していること。
- b 建築設計主任技術者
 - ①一級建築士であること。
 - ②単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同企業体で参加する場合は代表構成員又は構成員の社員に限る。
 - ③本プロポーザルの公示日において直接雇用関係が3ヶ月以上継続していること。
- c 構造設計主任技術者
 - ①構造設計一級建築士であること。
- d 電気設備設計主任技術者
 - ①設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- e 機械設備設計主任技術者
 - ①設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- f コスト管理主任技術者
 - ① (ア) (イ) のいずれかの資格を有すること。
 - (ア) 公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築コスト管理士
 - (イ) 公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築積算士
- g その他、基本設計業務を遂行するに必要と思われる技術者 (任意)
- キ 設計共同企業体を結成して提案する場合は、次の要件を満たしていること。
 - a 自主的に結成された設計共同企業体であること。
 - b 構成員数は、3者以下であること。
 - c 代表構成員は、上記ア～カに掲げる要件をすべて満たしていること。
 - d その他の構成員は、上記イ～カに掲げる要件をすべて満たしていること。
 - e いずれの構成員も、単体企業又は他の設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - f いずれの構成員も、本プロポーザルに参加する他の参加者の協力会社を兼ねていないこと。
 - g 各構成員の出資比率は、構成員間で決めること。ただし、代表構成員の出資比率は最大であること。
- ク 配置予定技術者に協力会社の者を充てる場合は、次の要件を満たしていること
 - a 協力会社は、上記イ～エに掲げる要件をすべて満たしていること。
 - また、以下のいずれかに該当する者を協力会社とすることはできない。
 - ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者
 - b 協力会社が、単体企業又は他の設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。なお、協力会社の者が複数の参加者の配置予定技術者 (上

記カ c～gに限る) となることは可能とする。

(2) 参加に関する制限

ア 各参加者からの応募は1点のみとする。

イ 次に掲げる者は、参加することができないものとする。

- a 審査委員会のプロポーザル審査委員等(本要領7(5)ア及びイに掲げる者)
- b aの審査委員等並びにそれらの者の親族が主宰し又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織(同業種の多数の企業等が加盟する、いわゆる業界団体(「〇〇業協会」等)を除く)及び当該組織に所属する者
- c aの審査委員等が大学に所属する場合で、その研究室に現に所属する者
- d 以下の基本計画策定支援業務並びに本プロポーザル実施にかかる支援又はコンサルティング等の業務受託者。なお、本プロポーザル期間中、参加表明書提出者(予定含め、配置技術者、所属スタッフ、協力者等の関係者を含む。)が本プロポーザルに関して当該業務受託者と接触することを禁止する。
 - ・株式会社政策技術研究所
 - ・株式会社トータルメディア開発研究所
 - ・株式会社永田音響設計

(3) 建設工事の受注資格喪失について

以下の企業は(仮称)国際センター駅北地区複合施設整備事業に係る建物本体の建設工事の受注資格を喪失する。

ア 本基本設計業務委託を受託した企業(設計共同企業体を結成した場合においては代表構成員及び構成員)

イ 配置予定技術者が所属する協力会社

ウ 上記のア及びイと資本面・人事面において関連があると認められた企業

a 資本面において関連がある者

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合。

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

b 人事面において関連がある者

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

③一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

※この場合における「役員」とは、株式会社の取締役・会計参与及び監査役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。

9 非選定又は非特定理由の説明に関する事項

（１）非選定又は非特定理由の説明請求

一次審査・二次審査において選定されなかった旨又は最終審査において受注候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く）以内に、次により非選定又は非特定理由についての説明を求めることができる。

ア 様式は自由とするが、A4用紙縦で作成すること。

イ 提出先 本要領14に掲げる担当課

ウ 提出方法 郵送又は電子メール（いずれの方法でも期間内必着とする。）

（２）非選定又は非特定理由の説明請求に対する回答

非選定又は非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（本市の休日を除く）以内に書面により行う。

10 技術提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。また、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

（１）提出期限を過ぎて提出された場合

（２）提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合

（３）本プロポーザルの公示以後、参加者が個別にプロポーザル審査委員等、本要領8（２）d【17 ページ】に掲げる者と本プロポーザルについて接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為があった場合

（４）本要領8（１）（２）【15～17 ページ】に示す参加に関する事項に適合しない場合

（５）履行が困難と認められるに至った場合

（６）参加者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合

- (7) その他、審査委員会が本プロポーザルの遂行にふさわしくない明白な事情を認めた場合

11 仕様書等資料の交付

(1) 仕様書等の交付

- ア (仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ (仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本設計業務委託仕様書 (案)
- ウ 様式1～8

※本市ホームページよりダウンロードすること。

ホーム>事業者向け情報>契約・入札>事業者募集>公募型プロポーザル方式による事業者募集

https://www.city.sendai.jp/aobayamaeria/hukugoushitsu/kihonsekkei_proposal.html

(2) 別添資料の交付

- ア (仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本構想
- イ (仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本計画
- ウ 音響ガイドライン
- エ (仮称) 国際センター駅北地区複合施設周辺状況写真
- オ 土壌汚染調査報告書・地盤調査報告書 (柱状図)

※アからエについては本市ホームページよりダウンロードすること。

ホーム>事業者向け情報>契約・入札>事業者募集>公募型プロポーザル方式による事業者募集

https://www.city.sendai.jp/aobayamaeria/hukugoushitsu/kihonsekkei_proposal.html

※オについては、一次審査後、二次審査対象者となった参加者に、電子データを提供する。

12 契約手続き等

- ・審査委員会で特定された受注候補者を、基本設計業務に係る随意契約 (地方自治法第234条) の見積徴収の相手方とし、契約交渉する。
- ・受注候補者と本市が契約条件等で合意に至らない場合、受注候補者に事故等があり見積徴収が不可能になった場合や契約締結を辞退した場合、又は受注候補者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合は、次点者を受注候補者として特定し協議できるものとする。

13 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成・提出及びヒアリングの実施等、本プロポーザルへの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
ただし、最終審査対象者に対しては、20万円の謝礼を支払う。(本要領10各号に該当する場合を除く)
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルに必要な範囲において、写しを作成し使用することができるものとする。
また、技術提案書等の著作権は提出した参加者に帰属するが、本市が本プロポーザルの実施に必要と認めるときは、技術提案書等を本市が使用することを許諾するものとする。
受注候補者等の技術提案書等については、全部又は一部を本施設整備に関する目的で使用することを許諾するものとする。
- (4) 提出された実施方針、技術提案書のうち、様式2において公表の同意のあったものについては、最終審査終了後に展示及び本市ホームページへの掲載等により一定期間公表することを予定している。
ただし、最終審査対象者の実施方針、技術提案書については、同意の有無に関わらず最終審査以降公表する。
- (5) 本市は上記(3)(4)に掲げる場合を除き提出された書類等を提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された書類等の差替え等は一切認めない。
- (7) 参加者が、その技術提案書等に記載した著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて参加者が負うものとする。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、当該提出書類を無効とするとともに、参加者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届(様式8)を提出すること。
提出方法：郵送(書留・簡易書留)

- (10) 現地説明会は開催しない。参加表明者が現地確認を行う場合には、安全に配慮しながら現地の状況を確認すること。
※整備予定地であるせんだい青葉山交流広場全体を使用するイベント等が開催される場合があるため、ホームページ等で事前に確認すること。
- (11) 様式4-1から4-4に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等特別の理由により本市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (12) 提出書類は仙台市情報公開条例の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。
ただし、基本設計業務に係る委託契約が締結されるまでは、同条例第7条第3号イの規定により、開示の対象としない。
- (13) 審査結果等については、電話等での問合せには応じない。
- (14) 参加者は、審査結果に対して、「特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱」に定めるところにより、仙台市入札等監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。
- (15) 本プロポーザルの参加者のうち、基本設計業務を受託した企業以外の設計共同企業体については、基本設計業務に係る委託契約が締結された日以降に解散できるものとする。
- (16) 基本設計業務の委託契約の相手方が設計共同企業体となった場合、基本設計業務の完了後3ヶ月を経過する日まで当該設計共同企業体を存続するものとする。
ただし、(仮称)国際センター駅北地区複合施設実施設計等の業務委託契約を、基本設計業務委託の相手方と締結する場合は、実施設計業務の完了後3ヶ月を経過する日まで存続するものとし、その旨を設計共同企業体の協定書に明記すること。
- (17) 本要領2(4)【4ページ】に示す金額は、この業務の契約締結に係る予定価格ではない。
- (18) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及

び円とする。

- (19) 本プロポーザルは「仙台市契約規則」及び「プロポーザル等の方式による設計者選定要綱」に定めるところによる。

14 担当課

仙台市文化観光局文化スポーツ部青葉山エリア複合施設整備室

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL:022-214-6139 FAX:022-213-3225

E-mail: bun008830@city.sendai.jp

15 Overview

- (1) Name of subcontract

Subcontract for the Basic Design of the International Center Station Northern Area Complex
(Tentative)

- (2) Due date for submission of documents including the Participation Announcement

No later than 5:00 p.m. on Wednesday, June 26, 2024

- (3) Due date for submission of documents including the Technological Proposal

No later than 5:00 p.m. on Friday, August 9, 2024

- (4) Place of issue for documents

Aobayama Area Complex Development Office, Culture and Sports Department, Culture and
Tourism Bureau, City of Sendai

7-1, Kokubuncho 3-chome, Aoba-ku, Sendai, 980-8671

TEL:022-214-6139 FAX:022-213-3225

E-mail: bun008830@city.sendai.jp